

錦川上流漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、錦川上流漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、はや及びますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項に規定する遊漁料を同条第3項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間等)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具・漁法により、ウ欄の統数の範囲内において、エ欄の期間内でなければ、行ってはならない。

ア魚種	イ漁具・漁法	ウ統数	エ期間
あゆ	手釣、竿釣 たも網	1人1統	5月20日から12月31日までの期間で組合が定めて公表する期間
	投網	1人1統	8月20日から12月31日まで

うなぎ こい はや ます	手釣、竿釣 延縄、簾(箱)		1月1日から12月31日まで
	たも網	1人1統	1月1日から12月31日までの期間で組合が定めて公表する期間
	投網	1人1統	8月20日から12月31日まで
	手釣、竿釣		3月1日から8月31日まで

(全長等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
う な ぎ	全長20cm以下
こ い	全長20cm以下
ま す 類	全長15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとに、イ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄及びエ欄に掲げる区分により、オ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊漁者が肢体不自由者の時は、オ欄に掲げる額の1/2に相当する額とする。

ア 名 称	イ 漁具・漁法	ウ 遊漁者の区分	エ 期 間	オ 遊漁料	備 考
あ ゆ	手釣、竿釣	大 人	1 日	4,000円	組合が公示した日から10日間
			1 日	2,000円	組合が公示した日より10日経過した日以後12月31日まで
			1 年	8,300円	
		中学生以下	1 日	2,000円	組合が公示した日から10日間

			1日	1,000円	組合が公示した日より10日経過した日以後12月31日まで
			1年	4,000円	
	組合員家族		1年	6,000円	組合員と同居の家族に限る
	たも網、投網	全遊漁者	1日	5,000円	
			1年	15,000円	
うなぎ こい はや	手釣、竿釣	大人	1日	1,000円	中学生以下は無料
			1年	3,000円	
	たも網、投網	全遊漁者	1日	5,000円	
			1年	15,000円	
ます	手釣、竿釣	大人	1日	1,000円	中学生以下は無料
			1年	3,000円	

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分によって納付した遊漁料の額以下の遊漁料の漁具・漁法は遊漁することができる。

3 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 錦川上流漁業協同組合事務所（周南市大字鹿野上1559番地）
- (2) その他組合の指定する場所

4 前項で指定する納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。

（遊漁承認証に関する事項）

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 遊漁料の額
- (5) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は令和6年4月1日から施行する。